綾瀬市介護保険事業運営に係る協議会等の設置に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、綾瀬市の介護保険事業の円滑かつ適正な運営を図るための協議会又は委員会（以下「協議会等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会等の種類等）

第２条　協議会等の種類は、次のとおりとする。

(1) 綾瀬市介護保険運営協議会

(2) 綾瀬市地域包括支援センター運営協議会

(3) 綾瀬市地域密着型サービス運営委員会

２　前項の協議会等の設置目的及び所掌事項は、別表のとおりとする。

（委員等）

第３条　協議会等の委員は、１０人以内とし、公益を代表する者、被保険者を代表する者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

２　協議会等のうち、前条第１項第２号及び第３号に掲げるものは、同項第１号の委員をもって組織するものとする。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会等に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を１人置き、委員の互選により定める。

２　会長等は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会等の会議は、会長等が招集し、会長等がその議長となる。

２　協議会等は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　協議会等は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会等の庶務は、介護保険事務主管課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が協議会等に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年３月１日から施行する。

（綾瀬市介護保険運営協議会設置要綱の廃止）

２　綾瀬市介護保険運営協議会設置要綱（平成１２年４月１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱施行の際、現に廃止前の綾瀬市介護保険運営協議会設置要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定により委員に委嘱されている者は、この要綱の規定により綾瀬市介護保険運営協議会委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、廃止前の要綱の規定による任期の残任期間とする。

４　この要綱の規定により綾瀬市地域包括支援センター運営協議会及び綾瀬市地域密着型サービス運営委員会の委員として委嘱される者の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、前項の規定による綾瀬市介護保険運営協議会委員の任期と同様とする。

附　則

この要綱は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区　分	設置目的	所掌事項
綾瀬市介護保険運営協議会	介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１７条に基づき策定された綾瀬市介護保険事業計画の進捗状況、その他介護保険事業の運営に関すること等について、被保険者、その他関係者に対して協議、意見の聴取を行う場とし、もって介護保険事業の円滑な実施を図る。	(1) 介護保険事業の施策の評価に関すること。 (2) 綾瀬市介護保険事業計画の進捗状況に関すること。 (3) その他介護保険事業の運営に関し必要があると認める事項
綾瀬市地域包括支援センター運営協議会	法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図る。	(1) センターの設置等に関すること。 (2) センターの職員配置基準に関すること。 (3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。 (4) センターの行う業務に係る方針に関すること。 (5) センターの運営に関すること。 (6) センターの職員の確保に関すること。 (7) その他の地域包括ケアに関すること。

綾瀬市地域密着型サービス運営委員会	法第４２条の２第５項、第７８条の２第７項及び第７８条の４第６項等に規定する措置に際して被保険者、その他関係者に対して協議、意見の聴取を行う場とし、もって地域密着型サービスの適正な運営を確保する。	(1) 地域密着型サービスの指定に関すること。 (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。 (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他適正な運営を確保する観点から必要があると認める事項